

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1		1	1	2						2 本事業の目的	<p>本市は、多摩センター地区を対象に、4市に跨る多摩ニュータウンの広域拠点・駅拠点としてふさわしい、魅力あふれる街づくりを目指して都市インフラの再整備を進めている。</p> <p>この再整備計画のうち、多摩中央公園(以下、「本公園」という。)については、多摩ニュータウンの中央に位置する総合公園として、公園内の文化・教育施設が互いに連携し、さらに周辺の様々な民間施設との連携を進めることにより、地区全体の更なる活性化につなげていきたいと考えている。本市では、このような考え方を「(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想」として、実現に向けた仕組みづくりの検討を行っている。</p> <p>また、本市では、市民が楽しみ誇れるクリエイティブな公園の実現に向けて、市民参加型の管理運営の検討を進めており、さらに、国土交通省が令和元年7月に募集した「ウォーカブル推進都市」の趣旨に賛同を表明し、民間投資と共鳴しながら居心地がよく歩きたくなるまちの実現を目指している。</p> <p>そのため、本事業は、本公園の賑わいと活力・魅力の向上及び周辺施設との連携による地区全体の活性化を目指す管理運営と、その実現を可能とする本公園の改修整備を、民間活力の導入により実施するものとし、実施にあたっては、平成29年の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度(Park-PFI)(以下、「P-PFI制度」という)を活用するものとする。</p>	<p>昭和40年に始まった多摩ニュータウンの開発をきっかけに、本市は大きく成長し、本年(令和3年)11月1日に市政施行50周年を迎える。</p> <p>多摩中央公園(以下、「本公園」という。)は、多摩センター地区と多摩ニュータウンの中心的な公園として、昭和62年に開園した。開園より30年以上を迎えた現在、多摩センター地区は大きく変貌を遂げており、本公園周辺には、テーマパークや映画館などのエンターテインメント施設を始め、シティホテルやショッピングセンター等を含めた様々な商業施設が立地している。さらに現在、本公園内においても、パルテノン多摩のリニューアルオープンに向けた大改修工事や、中央図書館新設工事の予定が進んでいる。</p> <p>そこで本市では、これら周辺事業の集大成として、多摩センター地区の賑わいの核となり、生まれ変わる多摩ニュータウンの象徴となり得る本公園の改修工事を実施し、公園という大きな受け皿を再整備することを計画している。</p> <p>本事業では、都市公園法の改正により設立された公募設置管理制度(Park-PFI)(以下、「P-PFI制度」という)を活用し、本公園の改修整備とあわせて、賑わいをもたらす民間収益施設が設置されることを目指す。改修後の管理運営には指定管理者制度を導入することで、公園に関わる関係人口を増やし、誰もが楽しみ、関われる公園運営を進めるとともに、公園内及び周辺施設と産官学民による連携を目指していく。本公園を使いこなし、新たな体験を生み出したいと、本市のパートナーとなる民間事業者を募集する。</p>
2		2	1	3	(3)					(3) 本市の財政負担額の削減	<p>本市は、P-PFI制度の導入により、公募対象公園施設の収益等を特定公園施設の整備費に充当することを条件とする「社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業)」を活用することで、本公園の改修整備に係る財政負担額が削減されることを期待する。</p>	<p>本市は、P-PFI制度の導入により、公募対象公園施設の収益等を特定公園施設の整備費に充当することを条件とする「社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業)」を活用することを予定しており、事業者の提案により本公園の改修整備に係る財政負担額が削減されることを期待する。</p>
3		2	1	3	(4)					(4) 本公園を中心とした文化・教育施設の相互連携の実現	<p>(4) 本公園を中心としたCMA発展の実現</p> <p>本市では、本公園を中心として、公園内の文化・教育施設が互いに連携し、さらに周辺の様々な民間施設との連携を進めることにより、地区全体の更なる活性化につなげていく、「(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想」の実現を目指している。</p> <p>本市は、P-PFI制度の導入により、本事業を行う事業者がCMA(「クリエイティブ・キャンパス構想」の協議会)の事務局を担うことで、本公園をフィールドとしたCMAの活動が積極的かつ効果的に実施され、本公園と周辺施設との連携による、地区全体の活性化に寄与することを期待している。</p>	<p>(4) 本公園を中心とした文化・教育施設の相互連携の実現</p> <p>本市では、本公園を中心として、公園内の文化・教育施設が互いに連携し、さらに周辺の様々な民間施設との連携を進めることにより、地区全体の更なる活性化につなげていく、「(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想」の実現を目指している。</p> <p>本市は、P-PFI制度の導入により、本事業を行う事業者が本市とともに、連携協議会の組織運営や諸活動に係る各種支援を行っていくことで、本公園をフィールドとした連携協議会の活動が積極的かつ効果的に実施され、本公園と周辺施設との連携による、地区全体の活性化に寄与することを期待している。</p>
4		2	1	4	(1)					(1) 事業方式	<p>また、事業者は、本市からの業務委託及び指定管理者への指定を受け、特定公園施設の管理運営業務及び協議会運営業務(CMA推進業務)等を行う。</p>	<p>また、事業者は、本市からの業務委託及び指定管理者への指定を受け、特定公園施設の管理運営業務(本公園の全面供用開始後は、指定管理者に指定)及び連携協議会運営業務等を行う。</p>
5		3	1	4	(3)					表 1-1 本事業の対象施設	(別紙1)	
6		4	1	4	(4)	キ				キ 連携協議会運営支援業務	<p>キ 協議会運営業務(CMA推進業務)</p> <p>(ア) CMA準備会からの引継ぎ業務</p> <p>(イ) CMA事務局運営業務</p> <p>(ウ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</p>	<p>キ 連携協議会運営業務</p> <p>(ア) 連携協議会設立業務(STEP1)</p> <p>(イ) 連携協議会運営業務(STEP2)</p> <p>(ウ) 連携協議会展開推進業務(STEP3)</p> <p>(エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</p> <p>※「特定公園施設等」とは、特定公園施設及びG.L.Cの建築部分を指す。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
7		4	1	4	(4)	ク				ク 統括管理業務 (ア) 事業全体の統括業務 (イ) 定例会議の開催・運営業務 (ウ) セルフモニタリング業務 (エ) 事業効果達成状況の検証業務 (オ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	—	
8		4	1	4	(5)	ア				ア 本市が支払う費用 本市は、事業者が改修整備を行う特定公園施設等の譲渡・引渡しに対し、特定公園施設建設・譲渡契約書に定める本市の負担額、及びG.L.Cの改修整備に係る設計・建設請負契約書に定める契約額を、事業者へ支払う。 特定公園施設は、年度ごとに部分引渡しを行うことを想定しており、本市は、各年度の引渡しに対応した負担額を、令和4年度から6年度までの3年度にわたりそれぞれ支払うものとする。年度ごとの引渡しの対象は、令和4年度から6年度までの年度ごとの出来形を基本に、以下のとおり想定している。 【特定公園施設の年度ごとの引渡しの対象】 ・令和4年度：実施設計及び令和4年度工事完了分 ・令和5年度：令和5年度工事完了分 ・令和6年度：令和6年度工事完了分 なお、特定公園施設に係る工事工程及び工期区分は、関連工事との整合を踏まえたうえで、事業者が提案するものとする。 また、本市は、事業者が行う特定公園施設の管理運営業務、及び協議会運営業務に対し、それぞれの委託契約書等に定める委託料を、当該業務の実施期間中、事業者へ毎年度支払う。	本市は、事業者が改修整備を行う特定公園施設等の譲渡・引渡しに対し、特定公園施設建設・譲渡契約書に定める本市の負担額、及びG.L.Cの改修整備に係る各種契約書(G.L.C実施設計委託契約、G.L.C工事監理委託契約、G.L.C建設工事請負契約)に定める契約額を、事業者へ支払う。 特定公園施設は、年度ごとに部分引渡しを行うことを想定しており、本市は、各年度の引渡しに対応した負担額を、令和4年度から6年度までの3年度にわたりそれぞれ支払うものとする。年度ごとの引渡しの対象は、令和4年度から6年度までの年度ごとの出来形を基本に、以下のとおり想定している。 【特定公園施設の年度ごとの引渡しの対象】 ・令和4年度：実施設計及び令和4年度工事完了分 ・令和5年度：令和5年度工事完了分 ・令和6年度：令和6年度工事完了分 なお、特定公園施設に係る工事工程及び工期区分は、関連工事との整合を踏まえたうえで、事業者が提案するものとする。 また、本市は、事業者が行う特定公園施設の管理運営業務、及び連携協議会運営業務に対し、それぞれの委託契約書等に定める委託料を、当該業務の実施期間中、事業者へ毎年度支払う。	
9		5	1	4	(5)	イ				イ その他の収入 (e) 協議会運営業務	—	
10		5	1	4	(6)	ア				ア 使用料等 (a) 公募対象公園施設の設置許可使用料 (b) 自主事業(本事業の管理運営区域外を利用する場合)における占用料 (c) パルテノン多摩飲食スペース運営に係る行政財産の使用料 (d) 利便増進施設の占用料(※提案があった場合)	(a) 公募対象公園施設の設置管理許可使用料 (b) 自主事業(本事業の管理運営区域外を利用する場合)における占用料等(※提案があった場合) (c) パルテノン多摩飲食スペース運営に係る行政財産の使用料(※提案があった場合) (d) 利便増進施設の占用料(※提案があった場合)	
11		5	1	4	(6)	イ				イ 光熱水費 本事業の実施に要する全ての光熱水費は、関係契約の主体を本市から事業者へ切り替えたうえで、事業者の負担とする。 ただし、電気料金については、パルテノン多摩の指定管理者からの請求に応じて、本事業の実施に要した使用量(パルテノン多摩に設置されている子メーターによって使用量を計測)に基づいた費用を、パルテノン多摩の指定管理者に支払うこと。	本事業の実施に要する全ての光熱水費は、関係契約の主体を本市から事業者へ切り替えたうえで、事業者が、本市が支払う指定管理料の中で負担するものとする。 ただし、電気料金及びパルテノン多摩飲食スペース運営に係る水道料金については、パルテノン多摩の指定管理者からの請求に応じて、本事業の実施に要した使用量(パルテノン多摩に設置されている子メーターによって使用量を計測)に基づいた費用を、パルテノン多摩の指定管理者に支払うこと。	

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
12		5	1	4	(7)	ア				ア 事業期間	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年9月上旬を予定)から公募設置等計画の認定の有効期間の終了日までの期間とする。	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年9月上旬を予定)から、令和25年3月末(認定有効期間が令和25年3月末を超える場合は、認定有効期間の終了日まで)までの期間とする。
13		5	1	4	(7)	イ				イ 公募設置等計画の認定の有効期間	<p>公募設置等計画の認定の有効期間(以下、「認定有効期間」という。)は、公募設置等計画の認定日とは別に、本市が定める日から20年間とし、改修整備及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定日:実施協定締結日(令和3年12月下旬を予定)と同日。 ・ 認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年7月1日を予定)より開始し、令和24年6月30日に終了。 <p>なお、特定公園施設の改修工事の着工予定日が予定より前倒しとなった場合でも、認定有効期間が20年を超えることはなく、特定公園施設の改修工事の着工予定日が予定より遅れた場合でも、認定有効期間は令和24年6月30日を過ぎることはないものとする。</p>	<p>公募設置等計画の認定の有効期間(以下、「認定有効期間」という。)は、公募設置等計画の認定日とは別に、本市が定める日から20年間とし、改修整備及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定日:実施協定締結日(令和3年12月下旬を予定)と同日。 ・ 認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年7月1日を想定)から20年間。 <p>なお、特定公園施設の改修工事の着工予定日は、特定公園施設の全面供用開始が、本市が予定する日(令和7年1月頃を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者が提案できるものとする。</p>
14		6	1	4	(7)	ウ				ウ 特定公園施設の管理運営業務期間	<p>特定公園施設の管理運営業務期間は、令和4年4月から認定有効期間の終了日までの期間とし、改修工事期間中の部分開園範囲の管理運営も行うものとする。</p> <p>なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和6年7月1日を予定)までは、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から認定有効期間の終了日までは、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。</p>	<p>特定公園施設の管理運営業務期間は、令和4年4月から令和25年3月末までの期間とし、改修工事期間中の部分開園範囲の管理運営も行うものとする。</p> <p>なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和7年1月頃を予定)までは、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から令和25年3月末までは、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。</p>
15		6	1	4	(7)	エ				エ その他	<p>パルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、パルテノン多摩のプレオープン日と同日(令和4年3月を予定)より営業を開始するものとし、事業者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、認定有効期間の終了日までとする(事業終了前の原状復旧に要する期間を含む)。また、協議会運営業務(CMA推進業務)については、基本協定の締結日から開始し、終了日は、CMA設立日(令和4年12月頃を予定)より3~5年の間で、事業者の提案をもとに、本市との協議により決定する。</p>	<p>パルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、パルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月を予定)から3か月以内より営業を開始するものとし、事業者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、令和9年3月末から事業期間終了日までの間で認定計画提出者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。</p> <p>また、連携協議会運営業務については、基本協定の締結日から開始し、本事業の終了日までとする。</p>
16		6	1	4	(7)	エ				図 1-1 事業期間(予定)	(別紙2)	

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
17		7	1	4	(8)					表 1-2 事業スケジュール(予定)	<p>基本協定の締結: 令和3年9月下旬頃 公募設置等計画説明業務の実施期間: 基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) 公募設置等計画の認定／実施協定の締結: 令和3年12月下旬頃 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間: 令和4年1月～令和6年6月頃(2年6か月)※ 特定公園施設建設・譲渡契約: 令和4年6月頃(予定) 公募設置等計画の認定有効期間の開始: 令和4年7月1日(予定) 特定公園施設等の全面供用開始: 令和6年7月1日(予定)※ パルテノン多摩飲食スペースの運営開始: 令和4年3月頃(予定) CMA引継ぎ業務の実施期間: 基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) CMA事務局業務の実施期間: 令和4年1月上旬頃～(3～5年) 事業終了: 令和24年6月30日</p>	<p>基本協定の締結: 令和3年9月下旬頃 公募設置等計画説明業務の実施期間: 基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) 公募設置等計画の認定／実施協定の締結: 令和3年12月下旬頃 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間: 令和4年1月～令和6年12月頃(3年)※1 特定公園施設建設・譲渡契約 ※3: 特定公園施設の着工日前まで※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始: 特定公園施設の着工日※2 特定公園施設等の全面供用開始: 令和7年1月頃 パルテノン多摩飲食スペースの運営開始: 令和4年3月頃 連携協議会設立業務(STEP1)の実施期間: 基本協定締結日～令和3年12月頃(約3か月) 連携協議会運営業務(STEP2)の実施期間: 令和4年1月上旬頃～(認定計画提出者が提案する期間) 連携協議会展開推進業務(STEP3)の実施期間: 連携協議会運営業務(STEP2)の終了日～本事業の終了日 事業終了: 令和25年3月末または認定有効期間終了日</p>
18		7	1	4	(8)					表 1-2 事業スケジュール(予定)	<p>※ 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年1月～令和4年6月までの6か月間(確認申請、積算等を含む)、工事期間を令和4年7月～令和6年6月までの2年間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記2年6か月の期間内において、認定計画提出者が設計・工事工程の提案を行うことは可能である。 ※ 中央図書館の工事予定の遅延に伴い、本公園の改修工事期間を半年程度延長する可能性がある。</p>	<p>※1 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年1月～令和4年6月までの6か月間(確認申請、積算等を含む)、工事期間を令和4年7月～令和6年12月までの2年6か月間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記3年の期間内において、事業者が設計・工事工程の提案を行うものとする。 ※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始日は、事業者の提案に基づく特定公園施設の改修工事の着工予定日(本市では令和4年7月1日を想定)とし、その日までに、本市は、事業者と特定公園施設建設・譲渡契約を締結するものとする。</p>
19		8	1	6							ix) 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	ix) 多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
20		9	1	7	(1)	ア				ア 事業予定地の概要、法規制等	・ 警戒区域等の指定 土砂災害警戒区域(「資料7」参照)	・ 警戒区域等の指定 土砂災害特別警戒区域等(「資料7」参照)
21		10	1	7	(2)	ア	(ア)			(ア) パルテノン多摩(改修前)	<p>利用状況: H28 H29 H30</p> <p>延べ利用者数(人): 延べ貸室利用者数(人) 事業入場者数(人)</p>	<p>利用状況: H28 H29 H30※2</p> <p>延べ利用者数(人): 延べ貸室利用者数(人) 事業※1入場者数(人)</p>
22		10	1	7	(2)	ア	(ア)			(ア) パルテノン多摩(改修前)	※ホール系事業、市民活動支援事業、博物館系事業、都市活性化事業	<p>※1 ホール系事業、市民活動支援事業、博物館系事業、都市活性化事業 ※2 平成30年度12月から休館。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
23		10	1	7	(2)	ア	(イ)			(イ) 多摩中央公園 駐車場(容量:東 100台、西101台)	(別紙3)	
24		11	1	7	(2)	ア	(ウ)			(ウ) グリーンライブ センター	施設構成: グリーンライブガーデン、ライブホール、ピラミッドギャラリー	施設構成: グリーンライブガーデン、ライブホール、温室
25		11	1	7	(2)	ア	(オ)			(オ) 中央図書館	延べ床面積:2,284.14	延べ床面積:5,437.47
26		13	1	7	(2)	ウ				ウ 土壌・地質等の 状況	・ 本公園内の土砂災害警戒区域については、「資料7 土砂災害警戒区域確認図」を参照すること。	・ 本公園内の土砂災害特別警戒区域等については、「資料7 土砂災害警戒区域確認図」を参照すること。
27		14	1	7	(3)					表 1-3 計画施設 の概要表	項目:備考 項目:利便増進施設 整備施設:看板又は広告塔 備考:新規 項目:利便増進施設 整備施設:自転車駐車場 備考:新規	項目:整備内容 項目:利便増進施設 整備施設:看板又は広告塔 整備内容:新規(任意) 項目:利便増進施設 整備施設:自転車駐車場 整備内容:新規(任意)
28		20	3	2	(1)				(c)	(1) 公募対象公園 施設	(c) <u>特定公園施設等と別棟とし、事業終了後解体・撤去が可能なもの</u> とすること。	(c) 事業終了後解体・撤去が可能なものとする。
29		21	3	2	(2)	ア	(ア)	c	(c)	c 外周園路以外の 園路	(c) 旧富澤家南側に位置する、現状石畳の散策路は、安全かつ安心して通行できるような舗装材へ更新すること。	(c) 旧富澤家住宅南側に位置する、現状石畳の散策路は、安全かつ安心して通行できるような舗装材へ更新すること。
30		23	3	2	(2)	ア	(イ)	d	(d)	d 電気設備	(d) 屋外コンセントを適宜設置すること。なお、各エリアに対し2基程度ずつ設置することを想定しているが、市民等による多様な活動に利用することを想定した適切な設置位置を提案すること。	(d) 屋外コンセントを適宜設置すること。なお、各エリアに対し2基程度ずつ設置することを想定しているが、市民等による多様な活動に利用することを想定した適切な設置位置を提案すること。 <u>設置にあたっては、火災や防犯上の安全性に配慮した適切な対策を講ずること。</u>
31		26	3	2	(2)	ア	(キ)	b	(a)	b 防災施設	(a) 本公園の任意の場所に、災害時に対応可能なかまど機能付きベンチをすること。かまどベンチは、市民による日常的な使いこなしや、災害時の炊き出し等に活用できるものとする。	(a) 本公園の任意の場所に、災害時に対応可能なかまど機能付きベンチを設置すること。かまどベンチは、市民による日常的な利用や、災害時の炊き出し等に活用できるものとする。
32		27	3	2	(2)	イ	(ア)	c	(a)	c 便益施設	(a) グラスパビリオンは、清掃等による補修または撤去を行うこと。	(a) グラスパビリオンは、清掃及び補修を適切に行うこと。 <u>ただし、事業者の提案により撤去することも可能とする。</u>
33		28	3	2	(2)	イ	(イ)	c	(d)	c テラススペース	(d) 歩行者への夏の日差しや雨を防ぐなど、パルテノン多摩と中央図書館との快適かつ円滑な動線を確保する計画とすること。 <u>開閉式テントを設置することが望ましい。</u>	(d) 歩行者への夏の日差しや雨を防ぐなど、パルテノン多摩と中央図書館との快適かつ円滑な動線を確保する計画とすること。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
34		31	3	2	(2)	イ	(オ)	c	(a)	c 古民家(建築物)	(a) 本市では、旧富澤家住宅及び庭園が、市民や事業者により、積極的に活用されることを期待している。当該施設は、文化財保護法に基づく文化財指定・登録はなされていないが、当該施設の歴史文化的な特徴に配慮した上で、その活用が促進されるよう、事業者による施設改修を提案することも可能とする(自主事業として、事業期間中に施設改修を行うことも可能)。具体的な改修内容は、「運営業務要求水準」における「旧富澤家を利用した自主事業」に記載する条件を遵守し、本市との協議のうえ、決定するものとする。	(a) 本市では、旧富澤家住宅及び庭園が、市民や事業者により、積極的に活用されることを期待している。当該施設は、文化財保護法に基づく文化財指定・登録はなされていないが、当該施設の歴史文化的な特徴に配慮した上で、その活用が促進されるよう、事業者による施設改修を提案することも可能とする(自主事業として、事業期間中に施設改修を行うことも可能)。具体的な改修内容は、「運営業務要求水準」における「旧富澤家住宅を利用した自主事業」に記載する条件を遵守し、本市との協議のうえ、決定するものとする。
35		32	3	2	(4)				(c)	(4) 利便増進施設(任意)	—	(c) 事業終了後解体・撤去が可能なものとする。
36		33	4		(3)				(b)	(3) 基本的な考え方	(b) 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができるものと認められるものとする(公園施設に該当しない施設は認められない)。	(b) 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができるものと認められるものとする(公園施設に該当しない施設や、利用者が極端に限定される施設は認められない)。
37		33	4		(3)				(f)	(3) 基本的な考え方	—	(f) 事業者は、公募対象公園施設の設置及び管理運営業務の実施にあたり、本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
38		34	4		(4)					(4) 業務期間	・ 公募対象公園施設の着工日は、設置管理許可の開始日以降とする。本市では、特定公園施設の着工日と同時の、令和4年7月1日を予定している。	・ 公募対象公園施設の着工日は、設置管理許可の開始日とする。本市では、特定公園施設の着工日と同時の、令和4年7月1日を想定しているが、認定有効期間内で事業者が提案することも可能とする。
39		35	4		(8)	イ			(a)	イ 運営業務	(a) 公募対象公園施設の営業開始にあたっては、営業開始日、営業時間及び定休日等について本市へ届け出るものとし、本市の許可を得たうえで、営業を開始すること。	(a) 公募対象公園施設の営業開始にあたっては、営業開始日、営業時間及び定休日等を含む運営計画を本市へ届け出るものとし、本市の許可を得たうえで、営業を開始すること。
40		37	5	1	(1)				(g)	(1) 業務の基本的な考え方	—	(g) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備を設計すること。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
41		37	5	1	(2)					(2) 業務期間	<p>実施設計業務の期間は、公募設置等計画の認定後、本市と事業者とで本事業に係る実施協定を締結した日(令和3年12月下旬を予定)から令和4年6月末までの約6か月間を想定している(確認申請、積算等を含む)。 ただし、特定公園施設の全面供用開始が、本市の予定する日(令和6年7月1日を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者が設計・工事工程を提案することは可能であり、その場合、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき、本市との協議において定めるものとする。また、G.L.Cについては、本市と事業者とでG.L.Cの改修整備に係る設計・建設請負契約を締結した日から、その実施設計に着手するものとする。 なお、いずれの場合も、事業者は、関係機関と十分協議し、本市との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう実施設計スケジュールを調整すること。</p>	<p>実施設計業務の期間は、公募設置等計画の認定後、本市と事業者とで本事業に係る実施協定を締結した日(令和3年12月下旬を予定)から令和4年6月末までの約6か月間を想定している(確認申請、積算等を含む)。 ただし、特定公園施設の全面供用開始が、本市の予定する日(令和7年1月頃を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者が設計・工事工程を提案するものとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき、本市との協議において定めるものとする。なお、設計期間には、交付金申請のための数量・積算の確認・調整等の期間を含むとともに、着工にあたっては、特定公園施設の建設・譲渡契約に係る多摩市議会の議決等の手続きが必要となることを考慮し、適切なスケジュールを提案すること。 また、G.L.Cについては、本市と事業者とでG.L.Cの改修整備に係る実施設計業務委託契約を締結した日から、その実施設計に着手するものとするが、その設計・工事工程は、G.L.Cの供用開始が特定公園施設の全面供用開始日(令和7年1月頃を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者の提案によるものとする。 事業者は、G.L.Cの改修整備に係る積算、調整、確認申請及びG.L.C建設工事請負契約に係る多摩市議会の議決等の手続きを考慮し、適切なスケジュールを提案すること。</p>
42		40	5	2	(2)	ア				ア 業務期間	<p>改修整備業務の期間は、実施設計業務の完了後、本市と事業者とで特定公園施設建設・譲渡契約を締結した日(令和4年6月上旬を予定)から令和6年6月末までの約2年間を想定している(完成検査、引渡し等を含む)。 ただし、特定公園施設の全面供用開始が、本市が予定する日(令和6年7月1日を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者が設計・工事工程を提案することは可能であり、その場合、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、本市との協議において定めるものとする。</p>	<p>改修整備業務の期間は、実施設計業務の完了後、本市と事業者とで特定公園施設建設・譲渡契約を締結した日(令和4年6月上旬を予定)から令和6年12月末までの約2年6か月間を想定している(完成検査、引渡し等を含む)。 ただし、特定公園施設の全面供用開始が、本市が予定する日(令和7年1月頃を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者が設計・工事工程を提案することは可能であり、その場合、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、本市との協議において定めるものとする。 また、G.L.Cについては、本市と事業者とでG.L.Cの改修整備に係る工事監理業務委託契約、建設工事請負契約を締結した日から、その改修整備に着手するものとするが、その設計・工事工程は、G.L.Cの供用開始が特定公園施設の全面供用開始日(令和7年1月頃を予定)より遅れることがないことを条件に、事業者の提案によるものとする。</p>
43		46	6	1	(1)					(1) 業務の対象範囲	<p>特定公園施設の維持管理業務は、協定書等、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。 維持管理業務の対象は、特定公園施設のうち、G.L.Cを除いた範囲とする。公園内他施設(パルテノン多摩、中央図書館、G.L.C)との維持管理業務範囲の境界については、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」を参照すること。</p>	<p>特定公園施設の維持管理業務は、協定書等、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。 維持管理業務の対象は、本公園のうち、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」に示す範囲とし、特定公園施設のうち、G.L.Cを除いた範囲とする。公園内他施設(パルテノン多摩、中央図書館、G.L.C)との維持管理業務範囲の境界については、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」を参照すること。</p>
44		47	6	1	(3)					(3) 業務期間	<p>業務期間は、令和4年4月から認定有効期間の終了日までとし、改修工事期間中の部分開園範囲の維持管理も行うこと。 なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和6年7月1日を予定)までは、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から認定有効期間の終了日まで、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。</p>	<p>業務期間は、令和4年4月から令和25年3月末までとし、改修工事期間中の部分開園範囲の維持管理も行うこと。 なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和7年1月頃を予定)までは、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から令和25年3月末までは、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
45		48	6	1	(5)					(5) 維持管理業務仕様書	事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法並びに本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を任意の様式により作成し、維持管理業務開始予定日の1か月前までに本市へ提出し、本市の承諾を得ること。	事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法並びに本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を任意の様式により作成し、維持管理業務開始予定日の1か月前までに本市へ提出し、本市の承諾を得ること。本市は、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれたものであることを確認したうえで、事業者が提出する維持管理業務仕様書を承諾する。
46		55	6	2	(5)			b		(5) 旧富澤家住宅の清掃及び保守点検業務	b 旧富澤家は、本市の貴重な文化財的施設であることを認識し、その保護・保存に努めるとともに、業務履行にあたること。	b 旧富澤家住宅は、本市の貴重な文化財的施設であることを認識し、その保護・保存に努めるとともに、業務履行にあたること。
47		55	6	2	(6)					(6) 修繕業務	1件130万円(税込)を超える修繕又は更新については、原則として本市が実施する。ただし、事業者の責任によるものは、事業者の負担とする。なお、修繕業務の対象は、旧富澤家の母屋、管理棟、入口門も上記と同様とする。	1件130万円(税込)を超える修繕又は更新については、原則として本市が実施する。ただし、事業者の責任によるものは、事業者の負担とする。なお、修繕業務の対象は、旧富澤家住宅の母屋、管理棟、入口門は含まない。
48		56	6	3	(1)					(1) 業務の対象範囲	特定公園施設の運営業務は、協定書等、運営業務仕様書及び運営業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。運営業務の対象は、特定公園施設のうち、G.L.Cを除いた範囲とする。公園内施設(パルテノン多摩、中央図書館、G.L.C)との運営業務範囲の境界については、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」を参照すること。	特定公園施設の運営業務は、協定書等、運営業務仕様書及び運営業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。運営業務の対象は、本公園のうち、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」に示す範囲とし、特定公園施設のうち、G.L.Cを除いた範囲とする。公園内施設(パルテノン多摩、中央図書館、G.L.C)との運営業務範囲の境界については、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」を参照すること。
49		56	6	3	(2)					(2) 業務の基本的な考え方	事業者は、本事業の基本コンセプトや、管理運営基本方針の考え方を十分に理解し、特に、「参加型公園管理運営方針」を実現できる運営業務を実施すること。	事業者は、本事業の基本コンセプトや、管理運営基本方針の考え方を十分に理解し、特に、「参加型公園管理運営方針」(「提供資料1 多摩中央公園改修基本設計説明資料」)を実現できる運営業務を実施すること。
50		57	6	3	(3)					(3) 業務期間	業務期間は、令和4年4月から認定有効期間の終了日までとし、改修工事期間中の部分開園範囲における運営業務も行うこと。なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和6年7月1日を予定)まで(以下、「業務委託期間」という。)は、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から認定有効期間の終了日まで(以下、「指定管理期間」という。)は、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。	業務期間は、令和4年4月から令和25年3月末までとし、改修工事期間中の部分開園範囲における運営業務も行うこと。なお、令和4年4月から本公園の全面供用開始(令和7年1月頃を予定)まで(以下、「業務委託期間」という。)は、本市からの業務委託により実施し、全面供用開始後から令和25年3月末まで(以下、「指定管理期間」という。)は、本市が事業者を指定管理者に指定し、実施することを予定している。
51		57	6	3	(5)					(5) 運営業務仕様書	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを任意様式により作成し、運営業務開始予定日の1か月前までに本市へ提出し、本市の承諾を得ること	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを任意様式により作成し、運営業務開始予定日の1か月前までに本市へ提出し、本市の承諾を得ること。本市は、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれたものであることを確認したうえで、事業者が提出する運営業務仕様書を承諾する。
52		61	6	4						4 運営業務要求水準	⑤ パークセンターの運営業務:事業者が提案するパークセンターの設置日(本公園の全面供用開始日までを条件とする)から、指定管理期間の終了日まで	⑤ パークセンターの運営業務:事業者が提案するパークセンターの設置日(本公園の全面供用開始日まで)に運営することを条件とする)から、指定管理期間の終了日まで

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
53		61	6	4	(2)					(2) 開園後のイベント企画・実施業務	事業者は、本公園を利用する利用者や市民等の多様なニーズに応え、各種イベントの企画運営を行うこと。また、本公園を利用する利用者や市民等の多様なニーズに応えるとともに、地域活性化に資するために市内イベント等との連携・協力を積極的に行うこと。	事業者は、本公園の全面供用開始後、本公園を利用する利用者や市民等の多様なニーズに応え、各種イベントの企画運営を行うこと。また、本公園を利用する利用者や市民等の多様なニーズに応えるとともに、地域活性化に資するために市内イベント等との連携・協力を積極的に行うこと。
54		62	6	4	(5)					(5) パークセンターの運営業務	事業者は、本公園の円滑な運営のため、パルテノン多摩5階のシティーサロンスペースを利用してパークセンターを設置・運営すること。 ※ シティーサロンスペースの利用の可否は現在検討中であり、質問回答及び個別対話の結果を踏まえ、令和3年1月12日に公表予定の要求水準書に詳細な条件を記載するものとする。	事業者は、本公園の円滑な運営のため、パークセンターを設置・運営すること。なお、パークセンターの設置にあたっては、パルテノン多摩5階のシティーサロンスペースの一部を利用することも可能である。
55		62	6	4	(5)	ア			(b)	ア パークセンターの設置・管理運営	—	(b) 事業者は、公募対象公園施設の一部として、パークセンターとして機能するスペース(以下、「パークセンター部分」という。)を整備するものとする。この場合、パークセンター部分の設置・所有に係る一切の費用(維持管理費や光熱水費を含む)は、全て事業者の負担とするが、パークセンターとしてのみ使用されるスペースがある場合には、当該スペースの設置許可使用料は、免除するものとする。
56		62	6	4	(5)	ア			(c)	ア パークセンターの設置・管理運営	(b) 事業者は、「資料12 パルテノン多摩4階・5階平面図」に示すシティーサロンスペースの一部を利用し、パークセンターを設置・管理運営すること。なお、当該スペースの使用許可に係る使用料は免除とする。 (c) パークセンターの内装工事等に係る費用及び当該諸室で利用される光熱水費は、事業者の負担とする。 (d) パークセンターの設置場所は、シティーサロンスペースを原則とするが、事業者の提案を受け、本市との協議により、公募対象公園施設との合築とするなど、他の場所への設置を認める場合がある。ただし、当該施設の建設等に係る費用は、全て事業者の負担とする。	(c) 事業者は、「資料12 パルテノン多摩4階・5階平面図」に示すシティーサロンスペースの一部を利用し、パークセンターを設置・管理運営することもできる。なお、当該スペースの使用許可に係る使用料は免除とする。ただし、内装工事等に係る費用及び当該諸室で利用される光熱水費は、事業者の負担とする。事業者は、シティーサロンスペースのうち、本市が市民活動の場として使用する予定である100㎡程度を除いた面積で、設置範囲を提案すること。
57		63	6	4	(5)	ア			(d)	ア パークセンターの設置・管理運営	(e) シティーサロンスペースは、CMA協議会の活動拠点として活用すること。	(d) シティーサロンスペースの一部を利用してパークセンターを設置する場合は、当該スペースをCMA活動の場として活用することを条件とする。
58		63	6	4	(6)					(6) 総務業務	以下に示す本公園の総務業務は、指定管理者として本公園の管理運営を行う期間中(本公園の全面供用開始後から本事業終了日まで)遂行すること。	以下に示す本公園の総務業務は、指定管理者として本公園の管理運営を行う期間中(本公園の全面供用開始後から令和25年3月末まで)遂行すること。
59		63	6	4	(6)	ア			(a)	ア 行為許可	(a) イベント主催者等より行為許可の申請を受けた場合は、適切に対応すること。行為許可に伴いイベント主催者等が支払う占用料は、事業者の収入とする。なお、行為許可に係る占用料の額は、多摩市立公園条例に基づき、事業者が、本市の承認を得て定める額とする。	(a) イベント主催者等より行為許可の申請を受けた場合は、適切に対応すること。行為許可に伴いイベント主催者等が支払う利用料は、事業者の収入とする。なお、行為許可に係る利用料の額は、多摩市立公園条例に基づき、事業者が、本市の承認を得て定める額とする。
60		64	6	4	(7)				b	(7) 旧富澤家住宅の運営業務	b 「(c)受付事務棟に関する業務」には、「資料15」に示す業務の他、奥の間等の貸出し業務及び施設予約システムによる利用者予約受付業務を含むものとする。	—

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
61		66	6	4	(8)	ウ				ウ 本事業の管理運営区域外を利用した自主運営事業	事業者は、本公園内のうち、G.L.Cや、パルテノン多摩5階の広場など、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」に示す管理運営区域外の空間及び施設についても、本市またはパルテノン多摩の指定管理者の許可を得たうえで、自主運営事業に利用することができる。ただし、当該自主運営事業の実施にあたっては、多摩市立公園条例により定められる占有許可を受け、必要な占有料を本市またはパルテノン多摩の指定管理者へ支払うこと。	事業者は、本公園内のうち、G.L.Cや、パルテノン多摩5階の広場など、「資料3 事業対象区域図(管理運営区域)」に示す管理運営区域外の空間及び施設についても、本市またはパルテノン多摩の指定管理者の許可を得たうえで、自主運営事業に利用することができる。ただし、当該自主運営事業の実施にあたっては、多摩市立公園条例により定められる使用許可を受け、必要な使用料を本市またはパルテノン多摩の指定管理者へ支払うこと。
62		67	7		(1)				(b)	(1) 看板又は広告塔(任意)	(b) 地域に関する情報や広告と併せて、合計5㎡の広告表示面積の範囲内で、自家用広告及び一般広告を設置することも可能とするが、広告料収入を得ることはできない。	(b) 地域に関する情報や広告と併せて、合計5㎡の広告表示面積の範囲内で、地域における催しの案内等に限って、自家用広告を設置する。ただし、営利目的と判断される掲示物は禁止されており、広告料収入を得ることはできない。
63		67	7		(1)				(d)	(1) 看板又は広告塔(任意)	—	(d) 事業者は、認定有効期間終了時には、利便増進施設として設置した看板等の一切を解体・撤去し、都市公園占有許可の開始時の原状に復して本市へ返還するものとする。ただし、返還時は、周辺環境との調和を図り、都市公園として相応しい景観を整備した状態とすること。
64		67	7		(2)				(d)	(2) 自転車駐車場(任意)	—	(d) 事業者は、認定有効期間終了時には、利便増進施設として設置した自転車駐車場の一切を解体・撤去し、都市公園占有許可の開始時の原状に復して本市へ返還するものとする。ただし、返還時は、周辺環境との調和を図り、都市公園として相応しい景観を整備した状態とすること。
65		68	8	1	(2)	イ				イ 出店場所	パルテノン多摩飲食スペースの出店場所は、パルテノン多摩に設置される、以下の2か所とする。なお、使用許可の対象とする飲食スペースの範囲は、「資料12 パルテノン多摩4階・5階平面図」に示す範囲を基本とするが、事業者の提案により、本市との協議の上、範囲を調整することは可能である。	パルテノン多摩飲食スペースの出店場所は、パルテノン多摩に設置される、以下の2か所とする。なお、使用許可の対象とする飲食スペースの範囲は、「資料12 パルテノン多摩4階・5階平面図」に示す範囲を基本とするが、事業者の提案により、本市との協議の上、範囲を調整することは可能である。 なお、当該業務を提案する場合は、2箇所の飲食スペースをいずれも実施するものとし、いずれか一方のみの飲食スペースの運営業務を実施する提案は不可とする。
66		68	8	1	(2)	ウ				ウ 業務期間	パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のプレオープン日と同日(令和4年3月下旬を予定)より営業を開始するものとし、事業者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。なお、業務終了日は、認定有効期間の終了日までとする(事業終了前の原状復旧に要する期間を含む)。	パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月下旬を予定)から3か月以内より営業を開始するものとし、事業者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。 業務終了日は、令和9年3月末から事業期間終了日までで事業者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。
67		69	8	1	(2)	エ				エ 使用許可の期間	使用許可の期間は、令和4年1月1日以降で、事業者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、事業者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、認定有効期間の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。	使用許可の期間は、令和4年1月1日以降で、事業者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、事業者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、本業務の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
68		69	8	1	(2)	カ				表 8-1 4階飲食スペースの概要	—	※ 飲食機能を核として、その他の機能を複合させる内容を提案することも可能とする。
69		70	8	1	(2)	カ				表 8-2 5階飲食スペースの概要	—	※ 飲食機能を核として、その他の機能を複合させる内容を提案することも可能とする。
70		70	8	1	(5)					(5) 業務継続に係る留意点	—	(5) 業務継続に係る留意点 令和9年3月末までの業務期間中において、本市の書面による事前の許可を得た場合に限り、飲食スペースの運営者(テナント、又は協力法人等)が入れ替わることは可能とするが、その場合、入れ替えに係る運営停止期間は3か月以内とする。 また、事業者が提案した業務期間にかかわらず、令和9年4月以降、やむを得ない事由により本業務を中断・終了する場合は、少なくとも半年以上前に本市へ申告をし、本市と協議のうえ、承認を得る必要がある。
71		70	8	1	(6)				(c)	(6) その他の条件	(c) 本業務に係る光熱水費のうち、ガス料金については、事業者が直接支払うこと(パルテノン多摩の管理者はガスを利用しない)。	(c) 本業務に係る光熱水費のうち、ガス料金については、事業者が直接支払うこと(パルテノン多摩の指定管理者からの請求に応じて、本事業の実施に要した使用量(パルテノン多摩に設置されている子メーターによって使用量を計測)に基づいた費用を、パルテノン多摩の指定管理者に支払うこと。
72		71	8	1	(6)				(e)	(6) その他の条件	(e) その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、本市と協議すること。	(e) その他営業に際し必要な事項が発生した場合や、疑義のあることは、本市及び本市が選定したパルテノン多摩の指定管理者と連携、協議を行うこと。
73		72	9							第9 連携協議会運営業務	第9 協議会運営業務	第9 連携協議会運営業務
74		72	9	1						1 総則	協議会運営業務は、多摩センター地区の活性化を推進するための組織体であるCMA(キャンパス・マネジメント・アソシエーション)について、事業者が、その事務局機能を担う業務であり、協定書等、協議会運営業務仕様書及び協議会運営業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。	連携協議会運営業務は、公園内施設の連携を進めていくための協議組織(以下、「連携協議会」という。)について、事業者が、その活動を支援・推進する業務であり、協定書等、連携協議会運営業務仕様書及び連携協議会運営業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとする。
75		72	9	1	(1)					(1) 連携協議会の概要等	(1) CMAの概要等 CMAの概要、CMAの事業展開における本業務の位置付け、CMAの構成メンバー等については、公募設置等指針の内容を参照すること。	(1) 連携協議会の概要等 連携協議会の概要、連携協議会の事業展開における本業務の位置付け、連携協議会の構成メンバー等については、公募設置等指針及び資料20 連携協議会に係る参考資料の内容を参照すること。
76		72	9	1	(2)					(2) 業務の基本的な考え方	事業者は、「多摩センター活性化支援業務 提案書」(本市HPよりダウンロード可能)の内容を十分に理解したうえで、以下に示す事項に留意し、本業務を遂行すること。	事業者は、「多摩センター活性化支援業務 提案書」(本市HPよりダウンロード可能)の内容を十分に理解したうえで、以下に示す事項に留意し、本業務を遂行すること。 また、多摩市HPには、令和2年8月より進められている設立準備会の検討資料等が公表されており、その内容も参考にしながら、本業務の実施内容を検討すること(URL: http://www.city.tama.lg.jp/0000012112.html)。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
77		72	9	1	(2)				(a)	(2) 業務の基本的な考え方	—	(a) 事業者は、連携協議会の活動を牽引する主体となるよう、積極的な企画提案や、構成メンバーへのアドバイス等を行うこと。
78		72	9	1	(2)				(b)	(2) 業務の基本的な考え方	(a) CMA設立準備会からの円滑な引継ぎにより、CMAの設立及び設立後の運営を効果的に実施すること。	(b) 設立準備会庶務(本市経済観光課)からの円滑な引継ぎにより、連携協議会の設立及び設立後の運営を効果的に実施すること。
79		72	9	1	(2)				(c)	(2) 業務の基本的な考え方	—	(c) 業務実施にあたっては、設立準備会庶務から引き継いだ企画等の具現化も検討すること。
80		72	9	1	(2)				(e)	(2) 業務の基本的な考え方	—	(e) 多摩センター地区において、本公園の取り組みに多様性を持たせられるよう、連携協議会構成メンバーのうち公園内各施設以外のメンバーからの客観的な意見も、積極的に取り入れるよう留意すること。
81		72	9	1	(2)				(f)	(2) 業務の基本的な考え方	(c) 本公園を中心としたCMAの取り組みが、市民や市内在学・在職者、市内外からの利用者等を巻き込みながら、本公園及び周辺エリアの賑わい創出や集客に波及していくよう留意すること。	(f) 本公園を中心とした連携協議会の取り組みが、市民や市内在学・在職者、市内外からの利用者等を巻き込みながら、本公園及び周辺エリアの賑わい創出や集客に波及していくよう留意すること。
82		72	9	1	(3)					(3) 業務期間	事業者は、CMAの事業展開の各STEPに合わせ、以下に示す業務を実施する。	業務期間は、連携協議会の事業展開の各STEPに合わせ、以下に示す期間を予定している。
83		73	9	1	(3)	ア				ア 連携協議会設立支援業務(STEP1)	ア CMA設立準備会引継ぎ業務(STEP1) 基本協定締結日(令和3年9月頃)からCMA設立日前日までの約3か月とする。	ア 連携協議会設立業務(STEP1) 基本協定締結日(令和3年9月頃)から連携協議会設立日前日までの約3か月とする。
84		73	9	1	(3)	イ				イ 連携協議会支援業務(STEP2)	イ CMA事務局運営業務(STEP2) CMA設立日(令和3年12月予定)から開始し、終了日は、CMA設立日から3~5年の間で、事業者の提案をもとに、本市との協議により決定する日までとする。	イ 連携協議会運営業務(STEP2) 連携協議会設立日(令和3年12月下旬を予定)から令和7年3月末、令和8年3月末、令和9年3月末のいずれかで認定計画提出者が提案する日まで期間とする。
85		73	9	1	(3)	ウ				ウ 連携協議会展開推進業務(STEP3)	ウ CMAマネジメント業務(STEP3)(実施の有無は協議による) CMA事務局運営業務の終了後から開始するものとするが、具体的な業務期間は、事業者と本市との協議により決定するものとする。 ただし、CMAマネジメント業務の実施の有無については、CMA事務局業務の実施状況等を踏まえ、CMA事務局業務終了日の前々年度末までに、事業者と本市との協議により決定する。	ウ 連携協議会展開推進業務(STEP3) 連携協議会運営業務(STEP2)の終了後から本事業終了日までを原則とするが、具体的な業務期間や要求水準、業務内容等は、STEP2における連携協議会運営業務期間中に、事業者と本市との協議により決定するものとする。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
86		73	9	1	(4)					(4) 業務実施体制	事業者は、協議会運営業務の実施にあたり、CMA業務に従事する業務責任者、業務担当者を配置し、その実施体制(業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。)を、基本協定締結後速やかに、本市に届け出ること。事業者は、適切な業務を実施できるよう、業務実施に最適と考えられる業務責任者及び業務担当者を選定すること。 ただし、CMA業務専任の責任者、担当者の配置は必須ではなく、特定公園施設の運営業務の業務担当者等が兼務で実施することも可とする。	事業者は、連携協議会運営業務の実施にあたり、業務に従事する業務責任者、業務担当者を配置し、その実施体制(業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。)を、基本協定締結後速やかに、本市に届け出ること。事業者は、適切な業務を実施できるよう、業務実施に最適と考えられる業務責任者及び業務担当者を選定すること。 ただし、本業務専任の責任者、担当者の配置は必須ではなく、特定公園施設の運営業務の業務担当者等が兼務で実施することや、業務の一部を第三者へ委託することも可とする。
87		73	9	1	(5)					(5) 連携協議会運営支援業務仕様書	(5) 協議会運営業務仕様書 事業者は、協議会運営業務仕様書を、基本協定締結後速やかに、本市へ提出すること。 協議会運営業務の具体的な内容等については、事業者が提案するものとする。 なお、協議会運営業務仕様書は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、協議会運営業務期間中にわたり、原則として内容の変更を行わないものとする。	(5) 連携協議会運営業務仕様書 事業者は、連携協議会運営業務仕様書を、基本協定締結後速やかに、本市へ提出し、本市の承諾を得ること。本市は、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれたものであることを確認したうえで、事業者が提出する連携協議会運営業務仕様書を承諾する。 連携協議会運営業務の具体的な内容等については、事業者が提案するものとする。 なお、連携協議会運営業務仕様書は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、業務期間中にわたり、原則として内容の変更を行わないものとする。
88		73	9	1	(6)					(6) 連携協議会設立支援業務に係る業務計画書及び業務報告書	(6) CMA設立準備会引継ぎ業務に係る業務計画書及び業務報告書 事業者は、CMA設立準備会引継ぎ業務に係る業務計画書を、基本協定締結後速やかに、本市へ提出すること。 また、事業者は、CMA設立準備会引継ぎ業務に係る業務報告書を、CMA設立準備会業務の終了後、5営業日目までに、本市へ提出すること。	(6) 連携協議会設立業務に係る業務計画書及び業務報告書 事業者は、連携協議会設立業務に係る業務計画書を、基本協定締結後速やかに、本市へ提出すること。 また、事業者は、連携協議会設立業務に係る業務報告書を、連携協議会運営業務の終了後、5営業日目までに、本市へ提出すること。

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
89		74	9	1	(7)					(7) 連携協議会支援業務に係る業務計画書及び業務報告書 事業者は、毎年度、CMA事務局運営業務に係る業務計画書を、当該業務実施年度の前年度の2月末日まで(ただし、初年度は令和3年11月末日まで)に、本市へ提出すること。 また、事業者は、CMA事務局運営業務に係る業務報告書を、月次報告書、年次報告書として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、法定の各種届出、許認可書等と併せて本市に提出すること。月次報告書については、毎月5営業日目までに提出すること。 なお、最終年度の年次報告書には、以下のものを含めるものとする。 (a) CMA事務局運営業務報告書 (b) 本業務の遂行過程で作成した資料一式	(7) 連携協議会運営業務に係る業務計画書及び業務報告書 事業者は、毎年度、連携協議会運営業務に係る業務計画書を、当該業務実施年度の前年度の2月末日まで(ただし、初年度は令和3年11月末日まで)に、本市へ提出すること。 また、事業者は、連携協議会運営業務に係る業務報告書を、月次報告書、年次報告書として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、法定の各種届出、許認可書等と併せて本市に提出すること。月次報告書については、毎月5営業日目までに提出すること。 なお、最終年度の年次報告書には、以下のものを含めるものとする。 (a) 連携協議会運営業務報告書 (b) 本業務の遂行過程で作成した資料一式	
90		74	9	1	(8)					(8) 業務終了にあたっての協議事項 <u>CMAマネジメント業務の継続実施を希望する場合は、CMA事務局運営業務終了予定日の前々年度末までに、その希望届を本市へ提出すること。</u> <u>CMAマネジメント業務の実施の有無については、事業者の希望届をうけ、本市との協議により決定するものとする。</u> なお、CMAマネジメント業務の内容は、CMA事務局運営業務の中で事業者が検討・提案した内容に基づき、多摩センター地区全体のより一層の賑わい創出を目的として、公園外など周辺エリアへの輪を順次拡大させる活動を行うことを想定している。	—	
91		74	9	1	(8)					(8) 業務遂行上の留意事項 (9) 業務遂行上の留意事項 協議会運営業務は、明らかに対象外となる事項を除き、特定公園施設の運営業務に係る業務遂行上の留意事項に即して実施すること。	(8) 業務遂行上の留意事項 ア 法令等の遵守 事業者は、必要な関係法令、技術基準等を充足した連携協議会運営業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。 イ 協議等 (a) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本市と協議すること。 (b) 事業者は、連携協議会運営に係る各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。 ウ 関係機関への届出・報告 事業者は、連携協議会運営業務を実施するにあたり、関係官公署等へ必要な届出や報告を行うとともに、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。	
92		74	9	2						2 業務提案対象期間に係る要求水準 2 業務要求水準	2 業務提案対象期間に係る要求水準 本要求水準では、連携協議会設立業務(STEP1)及び連携協議会運営業務(STEP2)における業務要求水準を示すものとする。	

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
93		74	9	2	(1)					(1) 連携協議会設立支援業務 (STEP1)	(1) CMA設立準備会引継ぎ業務 CMA設立準備会引継ぎ業務は、以下の内容で構成するものとする。 ① CMA設立準備会に係る各種引継ぎ ② CMA設立総会の企画・準備 ③ CMA運営計画の作成 CMA設立準備会の構成メンバーは、公募設置等指針を参照すること。	(1) 連携協議会設立業務 (STEP1) 連携協議会設立業務は、以下の内容で構成するものとする。 ① 設立準備会に係る各種引継ぎ ② 連携協議会設立総会の企画・準備 ③ 連携協議会運営計画(案)の作成
94		74	9	2	(1)	ア				ア 設立準備会に係る各種引継ぎ	ア CMA設立準備会に係る各種引継ぎ 事業者は、CMA協議会運営業務を適切かつ円滑に実施・遂行するために必要となる事項を、CMA設立準備会事務局より引き継ぐこと。引継ぎにあたっては、当該期間中に開催されるCMA準備会に参加すること。	ア 設立準備会に係る各種引継ぎ 事業者は、連携協議会運営業務(STEP2)を適切かつ円滑に実施・遂行するために必要となる事項を、設立準備会事務局より引き継ぐこと。引継ぎにあたっては、当該期間中に開催される設立準備会に参加すること。
95		74	9	2	(1)	イ				イ 連携協議会設立総会の企画・準備	イ CMA設立総会の企画・準備 事業者は、令和3年12月に開催を予定しているCMA設立総会の企画及び準備を行うこと。準備にあたっては、設立総会に必要な資料の作成や、設立総会の開催に係る日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約、広報等を行うこと。	イ 連携協議会設立総会の企画・準備 事業者は、令和3年12月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の企画及び準備を行うこと。準備にあたっては、設立総会に必要な資料の作成や、設立総会の開催に係る日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約、広報等を行うこと。
96		75	9	2	(1)	ウ				ウ 連携協議会運営計画(案)の作成	ウ CMA運営計画の作成 事業者は、CMA設立予定日の1か月前までに、任意様式によりCMA運営計画を作成し、本市へ提出すること。 CMA運営計画の作成にあたっては、事業者が自ら提案した公募設置等計画におけるCMAに関する部分の計画をCMA設立準備会に説明し、CMA設立準備会における検討内容との調整や意見交換等を行ったうえで、本市及びCMA設立準備会からの承諾を得たものとする。 CMA運営計画は、CMA事務局運営業務に係る要求水準を参考のうえ、少なくとも以下の項目を含むものとして作成すること。 (a) STEP2におけるCMAの活動目標、構成メンバー、活動計画 (b) STEP3において目指すCMAの将来ビジョン	ウ 連携協議会運営計画(案)の作成 事業者は、基本協定締結後、速やかに、連携協議会運営計画(案)の作成に着手すること。 連携協議会運営計画(案)の作成にあたっては、事業者が自ら提案した公募設置等計画における本業務に関する部分の計画を設立準備会に説明し、設立準備会における検討内容との調整や意見交換等を行ったうえで、設立準備会との合意を図ったものとする。 事業者は、令和3年11月末日(連携協議会設立予定日(令和3年12月下旬を予定)の1か月前)までに、連携協議会運営計画(案)を取りまとめて本市へ提出すること。本市は、提出された連携協議会運営計画(案)が、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれ、設立準備会との合意が図られたものであることを確認した上で、当該計画(案)を承諾する。 なお、連携協議会運営計画(案)は、連携協議会運営業務に係る要求水準を参考のうえ、少なくとも以下の項目を含むものとして作成すること。 (a) STEP2における連携協議会の活動目標、構成メンバー、活動計画、KPI (b) STEP3において目指す連携協議会の将来ビジョン

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
97		75	9	2	(2)						<p>(2) CMA事務局運営業務 CMA事務局運営業務は、CMA設立準備会引継ぎ業務において作成したCMA運営計画をもとに、以下の内容で構成するものとする。 ① CMAの設立・運営業務 ② CMA協働活動の企画・実施 ③ CMAに係る広報業務 ④ CMA事業評価業務 CMA事務局運営業務期間中における構成メンバーは、CMA設立準備会における構成メンバーを継続することを想定するが、CMA設立準備会メンバーとの調整の上、事業者の提案により、その他の主体との連携も可能とする。 活動範囲は本公園内とするが、事業者の提案により、公園外での活動等の実施も可能とする。</p>	<p>(2) 連携協議会運営業務(STEP2) 連携協議会運営業務は、連携協議会運営計画をもとに、以下の内容で構成するものとする。 ① 定例会議等の開催・運営業務 ② 連携事業の企画・実施(支援) ③ 協働活動の企画・実施 ④ 広報(支援) ⑤ STEP3の構想の検討・提案に係るとりまとめ</p>
98		75	9	2	(2)	ア				ア 定例会議等の開催・運営	ア CMAの設立・運営業務 事業者は、令和3年12月に開催を予定しているCMA設立総会の開催、及びCMA設立後のCMA定例会議の企画・運営を行うこと。	ア 定例会議等の開催・運営 事業者は、令和3年12月下旬に開催を予定している連携協議会設立総会の開催、及び設立後の定例会議の企画・運営を行うこと。
99		75	9	2	(2)	ア				ア 定例会議等の開催・運営	<p>(b) 定期的にCMA定例会議を開催し、会議の企画、日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約及び設営、資料作成、進行、取りまとめ等を行うこと。 (c) CMA定例会議では、CMA設立準備会引継ぎ業務期間中に作成したSTEP2の運営計画に基づき、CMAが実施する各種連携事業の企画・実施を支援すること。</p>	<p>(b) 定期的に定例会議を開催し、会議の企画、日程調整、構成メンバーとの連絡調整、会場予約及び設営、資料作成、進行、取りまとめ等を行うこと。なお、本市では、1か月に1回程度の開催を想定しているが、運営方法及び開催頻度等は、事業者の提案とする。</p>
100		75	9	2	(2)	イ				イ 連携事業の企画・実施(支援)	—	<p>イ 連携事業の企画・実施(支援) 事業者は、連携協議会の構成メンバーが実施する各種事業・イベント等の企画・実施を支援すること。 (a) 連携協議会の構成メンバーが、市民・利用者等に対し、各々で実施する各種事業・イベント等の企画・実施を支援すること。 (b) 連携協議会の構成メンバー同士が相互に連携した事業・イベント等(連携事業)を実施できるよう、その企画・実施を支援すること。 (c) 事業者自らも、連携協議会の構成メンバーとして、本公園を活用した各種事業を積極的に企画・実施すること。 なお、各種連携事業として、本公園及び公園内施設のオープニングイベントの企画・実施の支援については必須業務とするが、その他の支援方法及び内容は、事業者の提案とする。 また、本業務は、連携協議会の構成メンバーが主体となって実施する各種事業・イベント等を支援することを目的としているが、事業者の提案により、連携協議会自らが主体となって実施する事業・イベント等を企画・提案することも可能とする。</p>
101		76	9	2	(2)	ウ				ウ 協働活動の企画・実施	<p>イ CMA協働活動の企画・実施 事業者は、CMA構成メンバー(特に、本公園及び公園各施設)間の相互理解及び連携を深めることを目的とした協働活動を企画・実施すること。協働活動の内容は、CMA設立準備会から引き継いだ企画の具現化も検討するものとする。</p>	<p>ウ 協働活動の企画・実施 事業者は、連携協議会の構成メンバー(特に、本公園及び公園各施設)間の相互理解及び連携を深めることを目的とした協働活動(清掃イベント、ラジオ体操等)を企画・実施すること。なお、協働活動の内容及び実施頻度等は、事業者の提案とする。</p>

多摩中央公園改修整備・運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
102		76	9	2	(2)	エ				エ 広報(支援)	<p>ウ CMAに係る広報業務 事業者は、CMAに関する情報発信、及び多摩センター地区全体の魅力や情報の収集・発信に努めること。</p> <p>エ CMA事業評価業務 事業者は、CMAが自らの活動成果を評価・確認できるよう、CMAによる事業効果の達成状況等の検討を支援すること。 達成状況等の測定の指標や測定方法は、CMA構成メンバーと事業者との協議により決定するものとする。</p>	<p>エ 広報支援 事業者は、<u>連携協議会</u>に関する情報発信、及び多摩センター地区全体の魅力や情報の収集・発信に努めること。なお、<u>具体的な実施内容は、事業者の提案とする。</u></p>
103		76	9	2	(2)	オ				オ STEP3の構想の検討・提案に係るとりまとめ	—	<p>オ STEP3の構想の検討・提案に係るとりまとめ 事業者は、STEP2における<u>連携協議会の活動内容等を踏まえ、STEP3における連携協議会の活動方針等の構想を検討し、具体的な実施計画(業務内容、実施体制、予算計画等を含む)</u>とともに、本市へ提案すること。</p>
104		76	10							第10 統括管理業務	第10 統括管理業務	—

修正前

P.3 表 1-1 本事業の対象施設

対象施設		業務範囲
公募対象公園施設		設置、管理運営
特定公園施設	旧富澤家住宅	改修整備、管理運営
	園路、供給処理施設、水循環設備、植栽、照明、サイン、水景施設、広場、屋外遊び場 等	改修整備、管理運営
多摩市立グリーンライブセンター（以下、「G.L.C」という。）		改修整備
利便増進施設	看板又は広告塔、駐輪場等	設置、管理運営
その他の施設	パルテノン多摩飲食スペース（4F カフェ、5F レストラン）	運営

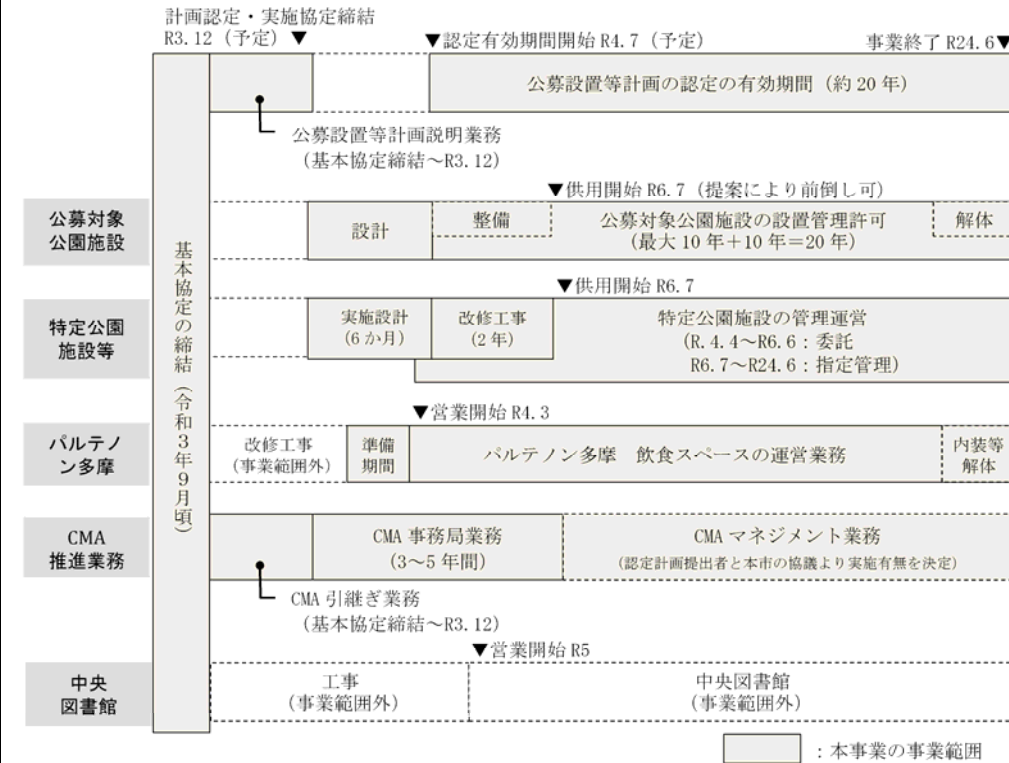
修正後

P.3 表 1-1 本事業の対象施設

対象施設			業務範囲
公募対象公園施設			設置、管理運営
特定公園施設等	特定公園施設	旧富澤家住宅	改修整備、管理運営
		園路、供給処理施設、水循環設備、植栽、照明、サイン、水景施設、広場、屋外遊び場 等	改修整備、管理運営
		多摩市立グリーンライブセンター（以下、「G.L.C」という。）	改修整備
利便増進施設		看板又は広告塔、自転車駐車場等	設置、管理運営
その他の施設		パルテノン多摩飲食スペース（4F カフェ、5F レストラン）	運営

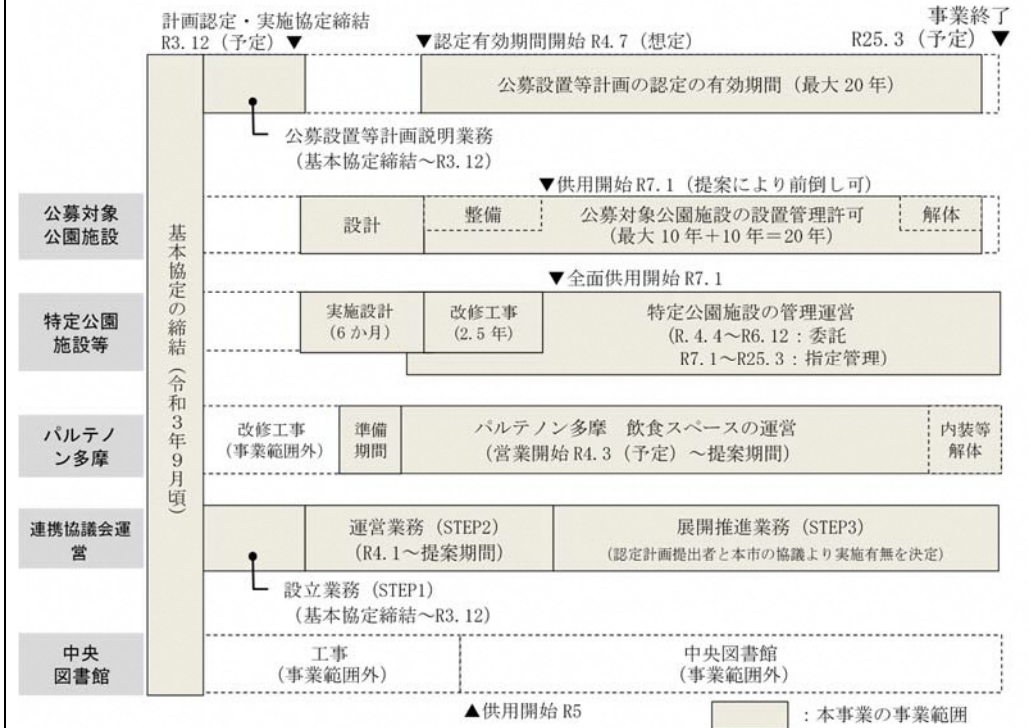
修正前

P.6 図 1-1 事業期間 (予定)



修正後

P.6 図 1-1 事業期間 (予定)



修正前

P.10 (イ) 多摩中央公園駐車場(容量:東100台、西101台)

延べ床面積	5,936.30 m ²						
運営時間	パルテノン多摩休館日のうち一部をのぞく毎日、7:00～23:30						
運営管理主体	指定管理者:(公財)多摩市文化振興財団(H30.4～)						
利用料金	1時間 240円(以降30分毎に120円) 割引制度有※						
利用状況	年別開場日数		年間利用台数			一日の平均利用台数	
	東	西	東	西	合計	東	西
H26	336	336	25,595	11,906	37,501	76	35
H27	336	334	25,601	12,222	37,823	76	37
H28	356	356	28,948	18,261	47,209	81	51

※現在の割引について

2時間無料	<ul style="list-style-type: none"> 財団発行の刊行物等、財団主催の事業で刊行物等を購入したとき 購入価格2,000円以上(合算可) 大・小ホールへ有料入場したとき チケット価格2,000円以上(合算可) ※対象外公演有 施設を利用したとき(大・小ホール、市民ギャラリーは除く) 使用料2,000円以上(合算可) ※1団体に1枚のみ マジックサウンドルーム等へ有料入場したとき 観覧券2,000円以上(合算可) 財団主催の有料講演会等に参加したとき 参加料等2,000円以上(合算可)
1時間無料	<ul style="list-style-type: none"> ホール利用予定者で舞台打ち合わせに来館したとき(※1団体に1枚のみ) パルテノン多摩でチケットを購入したとき チケット価格2,000円以上(合算可) 施設の利用申込みのとき 使用料2,000円以上(合算可)

その他

※タイムズクラブ会員優待料金 平日(月-金曜)当日1日最大料金700円
※障がい者割引有

修正後

P.10 (イ) 多摩中央公園駐車場(容量:東100台、西101台)

延べ床面積	5,936.30 m ²						
運営時間	パルテノン多摩休館日のうち一部をのぞく毎日、7:00～23:30						
運営管理主体	指定管理者:(公財)多摩市文化振興財団(H30.4～)						
利用料金	1時間 240円(以降30分毎に120円) 割引制度有※						
利用状況	年別開場日数		年間利用台数			一日の平均利用台数	
	東	西	東	西	合計	東	西
H28	356	356	28,948	18,261	47,209	81	51
H29	356	355	28,115	20,039	48,154	79	56
H30	356	356	26,313	17,792	44,105	74	50

※現在の割引について

2時間無料	<ul style="list-style-type: none"> 財団発行の刊行物等、財団主催の事業で刊行物等を購入したとき 購入価格2,000円以上(合算可) 大・小ホールへ有料入場したとき チケット価格2,000円以上(合算可) ※対象外公演有 施設を利用したとき(大・小ホール、市民ギャラリーは除く) 使用料2,000円以上(合算可) ※1団体に1枚のみ マジックサウンドルーム等へ有料入場したとき 観覧券2,000円以上(合算可) 財団主催の有料講演会等に参加したとき 参加料等2,000円以上(合算可)
1時間無料	<ul style="list-style-type: none"> ホール利用予定者で舞台打ち合わせに来館したとき(※1団体に1枚のみ) パルテノン多摩でチケットを購入したとき チケット価格2,000円以上(合算可) 施設の利用申込みのとき 使用料2,000円以上(合算可)

その他

※タイムズクラブ会員優待料金 平日(月-金曜)当日1日最大料金700円
※障がい者割引有